新公審查答申(情)第23号令和6年2月16日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会 会 長 菊 池 弘 之

審査請求に関する諮問について (答申)

令和元年12月26日付け、新行経第481号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者(以下「実施機関」という。)が令和元年7月19日付け 新病管第1007号の2により行った非公開決定は妥当である。

## 第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

令和元年7月10日、審査請求人は、新潟市情報公開条例(以下「条例」という。) 第5条の規定に基づき、実施機関に対し、カルテ開示請求があった場合の開示漏れ があるのか確認を行っていることを示すもの(以下「本件請求文書」という。)の 公開を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 実施機関の決定

令和元年7月19日、実施機関は、本件請求に係る文書を保有していないとして、 非公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審查請求

令和元年7月24日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

令和元年12月26日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審 査会に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張 する内容は、おおむね以下のとおりである。 カルテ開示に対して、開示漏れがあるかの確認が当然行われなければならない。 カルテ開示の際の、マニュアルがあるはずである。開示漏れがないように、どのよ うにしなければならないかをカルテ開示の担当職員に示しているのか。

実施機関は「開示漏れの防止を目的としたマニュアルは存在しない。」と弁明しているが、業務マニュアルにあるカルテ開示の部分を開示すればよいだけのこと。なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。 実施機関には、開示漏れの防止を目的としたマニュアルは存在しない。

#### 第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求文書について、請求に係る情報を記載した 公文書を作成していないため、非公開決定を行ったものの、審査請求人から、カル テ開示の際のマニュアルがあるはずとして、決定の取消しを求めてなされたもので ある。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

- 2 本件決定の妥当性について
- (1)審査請求人は、開示請求により開示漏れの確認についてマニュアルがあるはずと主張していることから、当審査会は、カルテ開示の際に開示漏れがあるかの確認を行なっていることを示すマニュアルの有無について、実施機関に確認したところ、そのようなマニュアルは作成しておらず、本件請求文書は保有していないとのことであった。
- (2) そこで、当審査会は、カルテの開示の手続きについて規定する「新潟市個人情報保護条例」及び「新潟市個人情報保護事務取扱要領」、実施機関のマニュアルである「個人情報開示請求業務手順」を確認したところ、開示漏れの確認に関する規定はなかった。
- (3) そうすると、本件請求文書を保有していないとする実施機関の主張には、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求について非公開とした本件決定は妥当である。
- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
1 /1 [	1 3°H

令和	元年1	2月2	26日	実施機関の諮問書を受理
令和	5年1	1月2	28日	審査会開催(第1回)
令和	6年	1月1	5 目	審査会開催 (第2回)
令和	6年	2月	9 日	審査会開催 (第3回)

# (第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子